

## 進歩性の判断に関する裁判例

－ 「2軸ヒンジ並びにこの2軸ヒンジを用いた端末機器」事件 －

R3.1.14 判決 知財高裁 令和2年（行ケ）第10066号

審決（無効・成立）取消請求事件：審決一部取消

### 概要

甲2発明が安定して平行状態で回転可能に支持できる構成を有しており、甲2発明に甲1発明を適用する必要がないことを考慮すると、甲1発明の一体的に構成された部材から一部の部材のみを取り出して甲2発明に適用する動機付けはないとして、本件発明2（請求項2の発明）の進歩性を否定した審決が取り消された事例。

### 特許請求の範囲

#### 【請求項2】

所定間隔を空けて設けられ、第1の筐体側へ取り付けられる第1ヒンジシャフトと、第2の筐体側へ取り付けられる第2ヒンジシャフトとを平行状態で互いに回転可能となるように連結した部材間に、前記第1ヒンジシャフトと前記第2ヒンジシャフトを交互に回転させる選択的回転規制手段を設け、

この選択的回転規制手段を、所定間隔を開けて設けられ、前記第1ヒンジシャフトと前記第2ヒンジシャフトをそれぞれ回転可能に挿通させて成る連結部材及びスライドガイド部材と、前記連結部材及び前記スライドガイド部材の間に前記第1ヒンジシャフトと前記第2ヒンジシャフトのそれぞれに回転を拘束させて当該第1ヒンジシャフトと当該第2ヒンジシャフトと共に回転可能に設けられた第1ロックカム部材及び第2ロックカム部材と、前記連結部材と前記スライドガイド部材に対しスライド可能に係合されると共に、前記第1ロックカム部材と前記第2ロックカム部材の間に設けられ、前記第1ロックカム部材及び前記第2ロックカム部材のいずれか一方の回転が許容されるときにはいずれか他方の回転をロックするところの単一の部材で一体に形成したロック部材、とで構成することにより、

前記第1の筐体と前記第2の筐体が共に閉状態にある時には前記第1ヒンジシャフトと前記第2ヒンジシャフトのどちらかの回転が許容されて前記第1の筐体と前記第2の筐体の相対的な開閉操作を行い、前記第1ヒンジシャフトと第2ヒンジシャフトのいずれか一方が回転が許容された際には、他方の回転を規制するように構成することにより、

前記第1の筐体と前記第2の筐体が合計で360度に渡って上下方向に開閉操作できるように成したことを特徴とする、2軸ヒンジ。

### 主な争点

本件発明2、3についての進歩性の有無の判断の誤り（取消事由2）

### 裁判所の判断

『4 取消事由2のうち甲2発明を主引用発明とした場合の本件発明2の進歩性について

・・・（略）・・・

#### (3) 相違点の判断

##### ア 相違点Aについて

本件審決は、・・・（略）・・・甲2発明に甲1文献記載技術的事項2を適用して、甲2発明の相違点Aに係る構成を本件発明1の構成とすることは容易であると判断し、・・・（略）・・・甲2発明に係るヒンジは、接続部材3に接続される接続板41と、同接続板41に設置され、それぞれ第1回転軸11及び第2回転軸21とが設置される第1嵌接部42及び第2嵌接部43とを有する軸スリーブ4並びに同軸スリーブ4を収容するハウジング5を備えていることが認められ、同部材により、第1回転軸11及び第2回転軸21を安定して平行状態で回転可能に支持できるから、甲2発明においては、甲1文献記載技術的事項2を適用する必要はない。

・・・（略）・・・甲1発明における支持片512は、第1自動閉合輪213・第2自動閉合輪223と共に自動閉合機能を発揮する部材を構成すること、第1位置制限ブロック531・第2位置制限ブロック532に突設された第1ガイドブロック531a・第2ガイドブロック532aを伸入させるガイド溝512cを備えて、切換片53の揺動範囲を制限する機能を有していること、第1トルク装置21及び第2トルク装置22は、第1自動閉合輪213・第2自動閉合輪223に接して設けられ、第1自動閉合輪213・第2自動閉合輪223を圧迫しており、この作用により、上記の自動閉合機能が発揮されることが認められるから、これらの部材（第1自動閉合輪213・第2自動閉合輪223、支持片512、切換片53）は、機能的に連動しており、一体的に構成されているといえる。

また、甲1発明における支持片511は、・・・（略）・・・、これらの部材（切換片53、第1位置制限カム521・第2位置制限カム522、支持片511、第1ストッパ輪412・第2ストッパ輪411）も、機能的に連動しており、一体的に構成されているといえ、さらに、これらの部材と上記の

第1自動閉合輪213・第2自動閉合輪223、支持片512も一体的に構成されているといえる。そして、上記のとおり、甲2発明は、軸スリーブ4及びハウジング5を備えることにより、第1回転軸11及び第2回転軸21を安定して平行状態で回転可能に支持できる構成を有しており、甲1文献記載技術事項2を適用する必要がないことを考慮すると、上記の一体的に構成された部材から、支持片511及び支持片512のみを取り出して、一對の支持片を有するという構成を甲2発明に適用する動機付けはないというべきである。

また、前記(1)のとおり、甲2発明の接続部材3は、第1位置制限部113に当接して第1回転軸11の回転を制限する第1位置決め部35と、第2位置制限部213に当接して第2回転軸21の回転を制限する第2位置決め部36とを有するのであるから、甲2発明は、甲1発明のストッパ機構に相当する部材を備えていると認められ、また、前記(2)のとおり、甲2発明は、選択的回転規制手段を有しているところ、甲1発明の上記の一体的に構成された部材は、ストッパ機構と選択的回転規制手段を含むものであるから、甲1発明の上記の一体的に構成された部材を甲2発明に適用しようする動機付けもないというべきである。

したがって、甲2発明に甲1文献記載技術的事項2を適用する動機付けはないというべきであり、甲2発明の相違点Aに係る構成を本件発明2の構成とすることが甲1文献により動機付けられているということはできない。』

### 検討

本件発明2は、甲2発明に甲1文献記載技術的事項2を適用する動機付けはないとして審決が取り消された。動機付けについて裁判所は、『機能的に連動しており、一体的に構成され、・・・(略)・・・上記の一体的に構成された部材から、支持片511及び支持片512のみを取り出して、一對の支持片を有するという構成を甲2発明に適用する動機付けはない』とし、『甲2発明は、甲1発明のストッパ機構に相当する部材を備え・・・(略)・・・甲2発明は、選択的回転規制手段を有し・・・(略)・・・甲1発明の上記の一体的に構成された部材は、ストッパ機構と選択的回転規制手段を含むものであるから、甲1発明の上記の一体的に構成された部材を甲2発明に適用しようする動機付けもない』と判断した。機械要素が連動して発揮する機能の一体構成の捉え方や、その一部を抜き出して他へ適用する是非について参考となる。

ところで、本件発明1(請求項1)は甲1発明から進歩性が否定された(審決維持)。一般的に、権利の重要性に比例して権利範囲拡充を意図した分割出願が多く行われている。本件特許においても、原出願である特許第5704613号、特許第5892566号が権利として成立している。本件発明1は、甲1発明の構成から容易想到であるとして審決が維持されたが、本件発明1は、「フリクションワ

ッシャー」の「枚数」と「切換片53」の「揺動」を排除した構成への訂正をしてあれば、甲1発明との相違がより明確になっていたと思われる。しかし、特許第5704613号および特許第5892566号においてそれらを限定した請求項が存在することから、本件発明1ではそのような訂正を行わず、さらにそれら両特許の独立請求項で「スライドガイド部材」を備えているものであることから「スライドガイド部材」を含めない構成での権利化を狙ったものと考えられる。

### 実務上の指針

第一に、進歩性の動機づけについて述べる。審査、審判、異議申立では、原則審査基準に従って審査されており、審査官・審判官の判断のばらつきも極めて小さく、実務的には予測がしやすいが、裁判所の判断にまでもつれるような複雑な事案では実務家の意見が割れることが少なくない。本事案では「機能的に連動する一体的構成から一部材を抜き出す」ことを用いて動機付けのハードルを高く設定している。類似する言い回しとして「有機的一体性」があり、いずれも動機付けのハードルを高く見せる魔法のキーワードのようにも思えるが、実際には技術構成要素をよくよく吟味しないとそのキーワードを使用できないことも多いので留意すべきである。

第二に、権利網構築のための効果的な分割出願について述べる。上述の検討で述べたが、クレーム中の構成要件を絞り、ピンポイントの特徴での権利化を図ることで、異なる特徴の特許権を複数構築する。これは、単一性のない発明群を明細書に予め含めることではなく、先行文献にない特徴(さらに課題)に焦点を当て、当初特徴とっていなかった構成要素に利点を見出すことである。この利点に進歩性があると判断すれば分割出願をすべきである。

以上